

第1回 田原市の都市計画の基本方針等検討委員会

日時 平成26年9月25日(木)
13時～

会場 田原市役所 政策会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 市長挨拶

3. 委員紹介

資料1

4. 検討委員会設置要綱及び委員会の議事運営等について

資料2, 3

5. 委員長の互選

6. 委員長挨拶

7. 事務局説明

(1) 都市計画マスタープランの改定体制について

資料4

(2) 都市計画の基本方針の取りまとめ事項について

資料5～7

(3) 都市づくりの主要課題について

資料8

(4) 専門部会の検討内容及び進め方について

資料9

8. その他

第1回 田原市の都市計画の基本方針等検討委員会

配布資料一覧

資料1 検討委員名簿

資料2 田原市の都市計画の基本方針等検討委員会設置要綱

資料3 検討委員会の議事運営等について（案）

資料4 都市計画マスタープランの改定体制

資料5 第1回検討委員会で頂きたい意見のポイント

資料6 近年の法改正等からみた都市計画マスタープラン改定の視点

資料7 現行都市計画マスタープラン改定の視点と都市計画の基本方針
とりまとめ事項

資料8 都市づくりの主要課題

資料9 専門部会の検討テーマ・進め方について

参考資料

資料 1

田原市の都市計画の基本方針等検討委員会名簿

H26.9.25 現在

■検討委員

学識経験者	浅野 純一郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 准教授	都市計画、地域計画
	生田 京子	名城大学 理工学部 建築学科 准教授	建築計画、建築設計
	海道 清信	名城大学 都市情報学部 都市情報学科 教授	都市計画、まちづくり
	高取 千佳	名古屋大学 大学院環境学研究科 助教	都市計画、建築計画
	松尾 幸二郎	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系 助教	交通工学、土木計画学
	護 雅史	名古屋大学 減災連携研究センター 社会連携部門 特任教授	耐震構造、地震工学、地震防災

※名簿は 50 音順で作成

■オブザーバー

行政機関	横山 甲太郎	愛知県 建設部 都市計画課長
	大谷 光司	愛知県 東三河建設事務所 企画調整監
	太田 次男	田原市 都市建設部長

田原市の都市計画の基本方針等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 おおむね20年後の将来を見据えた田原市の都市計画の基本的な方針・方向性等(以下「基本方針等」という。)に関する事項を検討することを目的として、田原市の都市計画の基本方針等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、検討結果を市長に提言する。

- (1) 都市計画の基本方針等に関する事項
- (2) 都市計画基礎調査結果を踏まえた評価及び分析に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市計画に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 行政関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本方針等を提言する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、第2条に掲げる事項の専門的調査及び内容等の検討を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会は、第3条第2項に掲げる者の中から委員長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に座長を置き、座長は学識経験者である者のうちから委員長が指名する。

4 座長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を委員会に報告する。

(関係者の出席)

第8条 委員会及び専門部会(以下「委員会等」という。)は、必要に応じて会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会等の庶務は、田原市都市建設部街づくり推進課において処理するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年 7月10日から施行する。

検討委員会の議事運営等について(案)

検討委員会の運営については、田原市の都市計画の基本方針等検討委員会設置要綱に基づき、次のとおり進めることとする。

記

1. 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 委員会は、委員長が招集する。
4. 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
5. 委員会の議事録については、内容について、委員長の確認を得たのち、発言者氏名を除いて田原市ホームページにおいて公開することとする。
6. 委員会には、専門的調査及び内容等の検討を行うため、専門部会を置くこととする。
7. 専門部会に座長を置き、座長は学識経験者である者のうちから委員長が指名する。
8. そのほか委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上

都市計画マスタープランの改定体制について

○田原市の都市計画の基本方針等検討委員会の設置（H26）

本格的な人口減少社会の進展や巨大地震の発生が危惧されている中、田原市の都市づくりについても大きな転換期を迎えている。そのため、これら課題に立ち向かうべく、学識経験者、行政関係者等による専門的な知見から今後の田原市の都市計画の基本的な方針や方向性（以下「基本方針等」という。）について検討を行う組織（以下「検討委員会」という。）を設置する。

なお、その検討結果について、市長に提言し、平成27年度改定予定の都市マスに反映させる。

・検討委員会の所掌事務

- ① 基本方針等の検討に関する事項
- ② 都市計画基礎調査結果を踏まえた評価及び分析に関する事項
- ③ 前2号に掲げるもののほか、都市計画に関する事項

○都市計画マスタープランの改定（H27）

住民の意見を反映させる措置として、公聴会、アンケート調査、パブリックコメント等の手法を取り入れながら策定する必要があるが、都市マスに関する素案を作成するため、学識経験者や各種団体の代表者、市民代表から構成される改定委員会を設置して素案づくりを行う。

⇒都市計画マスタープラン改定委員会（以下「改定委員会」という。）の設置

（H27年度設置予定・要綱は平成20年度に策定した要綱を改正することにより対応）

⇒なお、委員会にはその専門的事項を検討させるため、庁内関係部長及び課長で構成される都市計画マスタープラン庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置

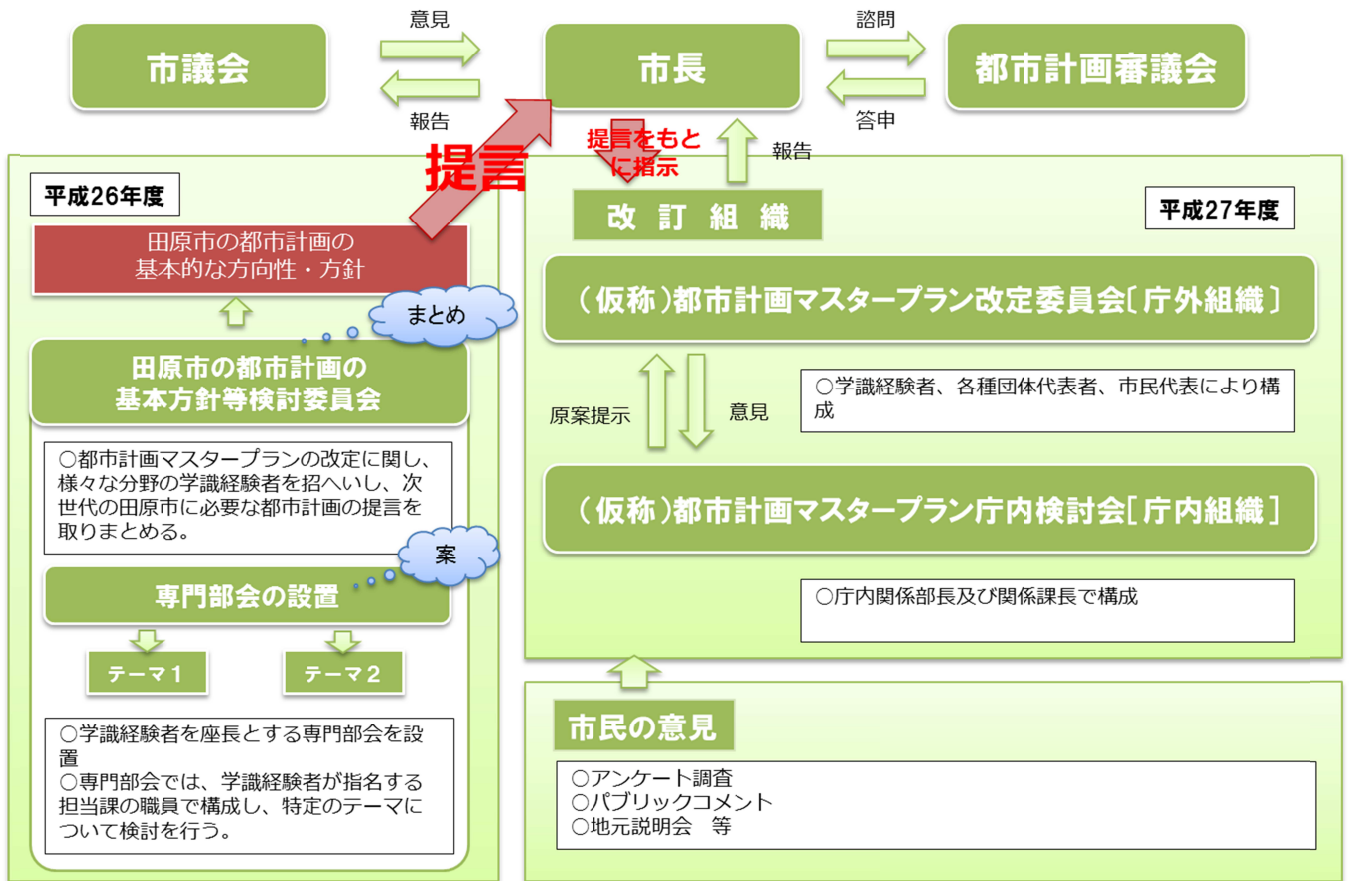
・改定委員会の所掌事務

- ① 都市計画マスタープラン策定に関する事項について必要な調査検討を行い、その結果を市長に報告する。
- ② 現行都市計画マスタープランの評価・検証に関すること

・庁内検討会の所掌事務

- ① 都市計画マスタープラン策定に関する専門的事項について調査研究し、その結果を委員会に報告する。
- ② 現行都市計画マスタープランの進捗状況に関すること

田原市都市計画マスタープラン改定体制



第 1 回検討委員会で頂きたい意見のポイント

- 日本の人口は 2004 年にピークを迎え、2050 年には 1 億人を切ることが予測されており、かなり急速な人口減少が見込まれている。この人口減少の問題は、この田原市においても同じことが言えます。
- 第 1 回検討委員会ではこのような社会的背景や田原市の現状を踏まえ、これからの田原市が目指すべき、望ましい都市構造のあり方とはいかにあるべきか、それぞれの専門的な立場からご意見及び議論をいただきたい。

- 第 1 回委員会では、現行都市計画マスタープランの改定の視点及び市の現状についてご説明させていただきます。
- 田原市の都市の現状について、提出する資料を十分把握した上で、「都市構造のあり方」、「土地利用のあり方」等についてご意見をお願いします。

■近年の法改正等からみた都市計画マスタープラン改定の視点

分類	法改正等	田原市の対応	改定の視点
土地利用	<p>▼平成 18 年：まちづくり三法改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設の立地規制 ・市街化調整区域での大規模開発の制限 <p>等</p> <p>▼平成 26 年：都市再生特別措置法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画の創設 <p>(都市機能誘導区域・居住誘導区域等の指定などにより、居住、福祉・医療等の生活サービス施設等の諸機能が、<u>都市内のどの地域に立地すべきかを明確にし、届出・勧告という緩やかなコントロール手法と経済的なインセンティブを組み合わせることで、時間をかけながら諸機能を一定区域に誘導していこうという制度</u>)</p>	<p>▼平成 21 年：都市計画マスタープラン策定</p> <p>《目指すコンパクトシティ》</p> <ol style="list-style-type: none"> ①骨太のまちづくり（軸を活かしたまちづくり） ②環境にやさしいまちづくり ③段階的な圏域構成とまちづくり（個性を活かしたまちづくり） ④近隣生活圏におけるコンパクトシティの原則 ⑤市街化区域における「コンパクトな街づくり」 ⑥市街化調整区域における「コンパクトな町づくり」 	<p>▼都市計画運用指針（2014.8.1 改訂）では、「改定時期を迎えている場合には、市町村マスタープランに立地適正化計画の記載事項も盛り込んで作成することが望ましい。」とされている。</p> <p>田原市においても、改定に当たり、目指すコンパクトシティ実現に向け、具体的な土地利用規制・誘導策が求められている。</p>
公共交通	<p>▼平成 19 年：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通総合連携計画 <p>▼平成 26 年：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通網形成計画 <p>(地方公共団体が先頭に立って、関係者合意の下で、まちづくり等の地域戦略と一体で持続可能な地域公共交通ネットワーク・サービスを形成)</p> <p>《現行計画追加事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携 ・地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築) 	<p>▼平成 20 年：地域公共交通戦略計画策定</p> <p>▼平成 26 年：地域公共交通戦略計画改訂（目標年度：平成 34 年）</p> <p>全体目標：まちづくりの基盤となる公共交通の確立</p> <p>実現目標 1：多様な移動ニーズに対応する公共交通の実現</p> <p>実現目標 2：まちづくりを促進し、まちの魅力を高める公共交通の実現</p> <p>実現目標 3：市民の幸福に貢献する公共交通の実現</p>	<p>▼都市計画運用指針（2014.8.1 改訂）では、「地域公共交通網形成計画は、市町村マスタープラン（これにみなされる立地適正化計画を含む。）との調和を保つこととされているところであり、両計画が整合をもって効果的に機能するよう、十分に調整を行うべきである。また、必要に応じて、両計画を一体的に策定することも考えられる。」としているため、改定においては、この計画との整合に配慮が求められる。</p>

分類	法改正等	田原市の対応	改定の視点
環境	<p>▼平成 15 年：環境共生まちづくり関係府省連絡会議にて、全国モデル選定（7 市町村選定）</p> <p>▼平成 16 年：国土交通省環境行動計画モデル地域に選定</p> <p>▼平成 24 年：都市の低炭素化の促進に関する法律 （まちづくりに地球環境に優しい暮らし方や少子高齢社会における暮らしなどの新しい視点を持ち込み、住民や民間事業者と一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むための制度）</p> <p>・低炭素まちづくり計画 計画区域：市街化区域等の全体をカバーする区域や事業等を実施する特定の区域など、必要な区域を自由に設定 都市機能の集約を図るための拠点となる地域：計画区域の内側で範囲を絞り込んで設定</p>	<p>▼平成 10 年：たはらエコエネルギー導入ビジョン策定</p> <p>▼平成 16 年：たはらエコ・ガーデンシティ推進計画策定</p> <p>▼平成 25 年：たはらエコ・ガーデンシティ推進計画改訂（中期目標：平成 34 年） 基本理念：環境と共生する豊かで持続する地域づくり 【7つの主要施策】 ①菜の花エコプロジェクト ②資源循環プロジェクト ③エコ・エネルギー導入プロジェクト ④省エネルギー推進プロジェクト ⑤コンパクトシティプロジェクト ・都市機能の整備 ・公共交通の整備 ・スロームーブ ⑥グリーン・ネットワークプロジェクト ⑦エコ・インダストリープロジェクト</p>	<p>▼都市計画運用指針（2014. 8. 1 改訂）では、「低炭素まちづくり計画は、市町村マスタープラン（これにみなされる立地適正化計画を含む。）との調和を保つこととされているところであり、例えば、都市機能誘導区域をある場所に設定する一方で、別の場所に低炭素まちづくり計画に定められた集約地域を設定するといったことのないように、十分に調整を行うべきである。」としている。田原市では、集約地域の設定はないが、推進計画の主要施策として「都市機能の整備」等があり、改定においては、これらの施策との整合が求められる。</p>
防災	<p>▼平成 23 年：東日本大地震を受け、津波防災地域づくりに関する法律制定</p> <p>▼平成 24 年：中央防災会議が南海トラフ巨大地震の被害想定公表</p> <p>▼平成 26 年：愛知県防災会議が東海地震・東南海地震・南海地震等被害予想調査結果公表 （過去最大モデルによる田原市の被害想定） ・浸水面積（浸水深 1cm 以上） 3, 145ha 【1, 937ha】 ? ・最大津波高 10. 2m 【21m】 ・人的被害（死者） 約 300 人 【約 1, 500 人】 ・全壊・焼失棟数 約 5, 200 棟 【約 11, 000 棟】 ※【 】内は、理論上最大想定モデルによる想定被害値</p>	<p>▼平成 25 年：田原市業務継続計画（地震津波災害対策編）</p> <p>▼平成 26 年：地震・津波防災戦略 目指すべき姿・目標：「地震・津波からの犠牲者ゼロ」 ①津波対策の推進 ②耐震対策の推進 ③災害対策本部機能の向上と応急対策の推進 ④人材育成・防災教育の向上、自主防災組織の充実等</p>	<p>▼南海トラフ巨大地震の被害想定等を基本に策定された田原市の各種防災関連計画をベースに、土地利用や都市施設整備に関して、以下のような検討が求められる。</p> <p>・浸水区域の土地利用規制に関する事項 ・緊急輸送道路、避難路及び防災公園等都市施設整備に関する事項 ・海岸保全施設等の整備に関する事項 等</p>

資料7

■現行都市計画マスタープラン改定の視点と都市計画の基本方針とりまとめ事項

現行都市計画マスタープランの構成			現 状	改定の視点	検討委員会とりまとめ事項 (赤字)は検討委員会、専門部会の分類を示す
序	都市計画マスタープランの法的位置付け	位置付け	—	平成26年都市再生特別措置法の改正で創設された立地適正化計画は、市町村マスタープランの一部と位置付けされたことより、その内容を踏まえた見直しを検討する必要がある。	—
		対象区域	—	—	—
		地域区分	4地域(都市地域、近郊地域、内海地域、表浜地域)	生活サービス施設や公共交通の一体性等、地域で最低限の生活維持が可能な地域生活圏の視点より、地域区分の見直しが必要ではないか。	地域の持続可能性が問われるなか、その単位を都市機能・居住地の配置、公共交通ネットワークなど総合的に判断して提言 (①関連専門部会)
	計画の期間	現計画期間:平成21年度～平成42年(20年間)	他の計画との連携が、計画目標実現に重要度を増す社会情勢の中では、他の計画の見直しと連動した適切な見直し時期の設定が求められるのではないか。	—	
	計画の構成	「全体構想」と「地域別構想」の2部構成	地区別構想の取り扱いなど、見直し内容に整合した計画の構成が求められている。	検討結果を踏まえ計画の構成提言 (全体検討委員会)	
全体構想	都市の広域的な位置付け	位置づけ	—	持続可能で活力ある都市圏の形成の観点より、東三河都市圏として各都市機能の役割分担や連携強化の課題の明確化が求められている。	東三河都市圏の将来像について、上位関連計画やあるべき姿を想定して提言し、その際の広域交通の役割や必要性、都市機能の役割分担・連携等について課題を示す。 (②関連専門部会)
		広域的課題	—		
	都市づくりにおける課題	都市整備の課題	—	現マスタープランの課題を評価・検証し、この間の社会情勢の変化や法改正等を踏まえた課題の設定が必要である。	—
		街づくりの課題	—		
	都市づくりの理念と目標	都市づくりの理念	街と町をつなぎ豊かさをつむぐ たはらガーデンシティ	愛知県「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、市総合計画の「土地利用の方針」及び国の最近の政策等を整理し、田原市の課題を踏まえ、人口減少・超高齢化社会に向けた田原市の都市計画のめざすべき方向の検討が必要である。	上位関連計画、都市計画の全国的課題、田原市独自課題等を踏まえ、都市づくりの基本方向を示す。 (全体検討委員会)
		本市が目指すコンパクトシティ	①骨太のまちづくり(軸を活かしたまちづくり) ②環境にやさしいまちづくり ③段階的な圏域構成とまちづくり(個性を活かしたまちづくり) ④近隣生活圏におけるコンパクトシティの原則 ⑤市街化区域における「コンパクトな街づくり」 ⑥市街化調整区域における「コンパクトな町づくり」		
		都市づくりの目標	○少子・高齢社会に即した計画的で実地的な土地利用の推進 ○市街化調整区域における農地、森林の保全と河川・海岸・山地など自然環境の保全 ○市街地がにぎわう都市づくり ○街と田園の共生による個性的で魅力的な都市づくり ○市民の活動を支える都市施設が整備された都市づくり ○自然豊かで美しい都市づくり ○安心・安全なまちづくり ○地域の個性を活かし観光・交流を促す都市づくり		
		将来都市フレームの設定	将来都市フレーム(平成42年:70,000人)		
	将来都市構造	市街地・集落	—	現マスタープランは、各市街地を一体として扱っているが、立地適正化計画では、居住、福祉・医療等の生活サービス施設等の諸機能が、都市内のどの地域に立地すべきかを検討し、明確にすることが求められている。また、地域公共交通戦略計画(平成26年改訂)との整合性も必要となっている。	立地適正化計画の視点で都市構造を見直し、 ①都市機能の配置及び居住誘導範囲 について提言。また、 ②都市及び地域活力維持の観点より広域交通体系と産業・交流施設の配置 についても明らかにする。 (①②それぞれの専門部会)
		土地利用	—		
将来の都市構造		—			
市総合計画改訂を受け、将来の都市フレームの見直しを行う。 (【平成34年:64,000人】) ※国立社会保障・人口問題研究所推計:平成32年:60,000人		—	—		

資料 7

■ 現行都市計画マスタープラン改定の視点と都市計画の基本方針とりまとめ事項

現行都市計画マスタープランの構成		現 状	改定の視点	検討委員会とりまとめ事項 (赤字)は検討委員会、専門部会の分類を示す	
全体構 想	都市づくりの 方針	市街地・集落整備の方針	①中心拠点(田原市街化区域(中心部)) ②市街地拠点(赤羽根・福江市街化区域) ③産業集積拠点(田原市街化区域(臨海部)) ④中心集落生活拠点(小学校区を中心とする集落) ⑤集落生活拠点 ⑥農業集落環境保全エリア	規制に加えて、民間の活動や投資を誘導するという観点が必要であり、規制と誘導策とを一体とした検討を行う。	都市機能誘導区域、居住誘導区域について必要な誘導施策(ハード・ソフト)の提言 (①関連専門部会)
		土地利用の方針	①都市的土地利用 ②郊外型住宅団地 ③自然的土地利用(農業・漁業地域) ④自然的土地利用(自然地域)	市街化区域と市街化調整区域に分けて土地利用の方針を記載する。市街化区域については、現況分析の上で都市機能誘導区域と居住誘導区域を明らかにする。市街化調整区域は、保全を前提に開発許可制度の運用方針を明らかにする。	現状の市街化区域(低・未利用地の活用、土地利用混在地区の解消、適切な用途指定による土地利用誘導等)、市街化調整区域(開発許可制度による市街地の拡散、集落の活力維持等)の課題を踏まえ、目指すべき将来都市構造実現のための土地利用方針の提言 (①関連専門部会)
		都市施設整備の方針	①道路 ②公園・緑地 ③公共交通 ④住宅・宅地 ⑤景観形成 ⑥防災・救急医療施設等 ⑦観光・交流施設等 ⑧河川・海岸の整備 ⑨港湾・漁港の整備 ⑩上下水道の整備 ⑪環境衛生 ⑫障がい者や高齢者にやさしいまちづくり ⑬その他の都市施設等の整備	将来都市構造や地域公共交通戦略の方針との整合性に配慮した計画内容の見直しを行う。 また、県の地震被害想定を踏まえた、防災性向上に資する都市構築に向けた施設整備の方針を新たに示す。	将来都市構造実現のために重要な都市施設整備の方針について、都市計画マスタープラン記載事項を整理して提言 (全体検討委員会)
地域別 構想	地域別構想について	【地域の区分】 ・都市地域 ・近郊地域 ・内海地域 ・表浜地域	地域区分の見直し等を踏まえて、地域別構想の役割や今後のまちづくりの地域参加の方法について検討を加え、記載内容を変更する。	地域区分の見直し等を踏まえて、地域別構想の役割や今後のまちづくりの地域参加の方法について提言 (全体検討委員会)	
	校区まちづくり推進計画とまちづくりの方向	—			
	現況と課題	—			
	将来の目標とまちづくりの方針	—			

都市づくりの主要課題

平成 26 年 9 月

田原市

(1) 広域的課題

■高速道路ネットワークへのアクセス向上

■三河港の位置付け強化と圏域振興の拠点として有効活用

東三河地域の特徴と現況

- ・完成車輸入では平成5年より台数・金額とも全国1位の三河港
- ・全国有数の農業生産地で、田原市は市町村別の農業産出額全国1位
- ・優良な企業用地が存在する「ものづくり」の拠点
- ・多様な観光資源・観光スポットが存在する
- ・三河港周辺では高速ICへのアクセスが弱い

- ・3次救急医療施設は、豊橋と浜松に存在

- ・中山間部等で高齢化・過疎化が進んでいる

力の道
地域の産業活動を支える道

命の道
地域の人々の命と安心を支える道

絆の道
地域の人々のつながりを支える道

●将来「1時間交通圏構想」



伊勢湾口道路
命の道・絆の道の機能

浜松三ヶ日豊橋道路
力の道の機能

(2) 都市構造上の課題

■東西に長い半島型都市の集約型都市構造のあり方

- ・交通網・通信網などネットワークの強化
- ・身近な日常核の充実

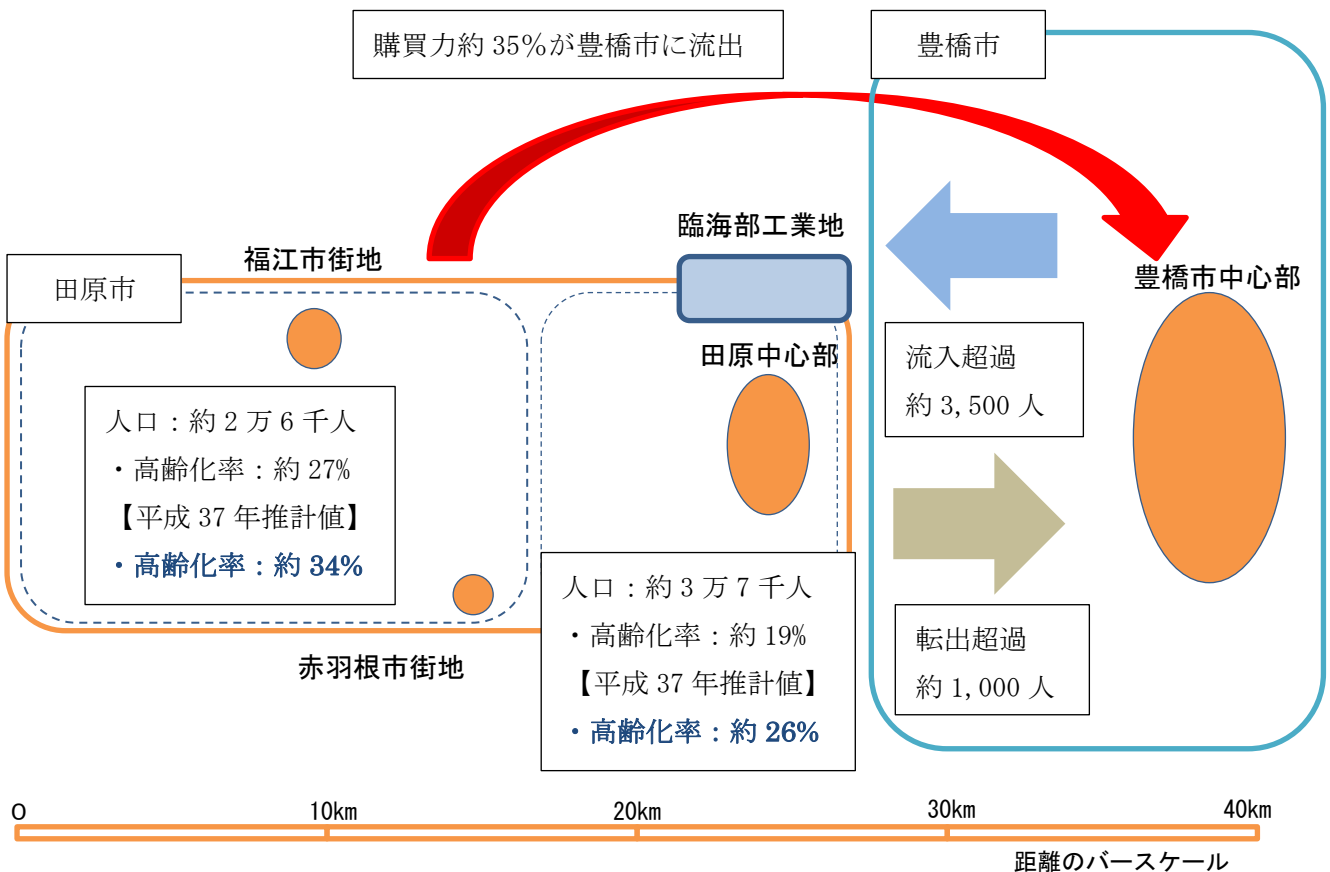
■田原市西部の人口・世帯の特徴に配慮した都市機能の適正配置

都市構造の特徴と課題

- ・田原市は東西約 25km で、行政の中心や工業地は東の端に立地している。
- ・都市規模は 6 万人程度であるため、高度都市機能は豊橋市の中心部に頼る必要があるが、豊橋市中心部は田原市中心部よりさらに東へ 15km 離れている。
- ・この結果、田原市西部の市民が豊橋市の高度都市機能を利用するためには 40km (名古屋市中区から岡崎市中心部までの距離)、田原市中心部までの都市機能を利用するためには 25km (名古屋市中区から豊田市中心部までの距離) 離れている。

人口・世帯の特徴と都市構造上の課題

- ・都市機能の不十分な田原市西部に、約 2 万 6 千人居住している。
- ・居住者の高齢化率は約 27%で、将来推計で 10 年後には約 34%に達すると想定されており、日常的に利用する都市機能については、近接地への配置が求められる。



■田原市の現況都市構造の状況

(3) 産業構造上の課題

■多様な産業の協同・複合化により、社会経済情勢の変化に強い産業構造の構築
 ・製造品出荷額、農業産出額ともに全国的にも高く、観光資源や観光スポットにも恵まれた市の特性を最大限活用して、新たな産業構造の構築

田原市の主要産業の状況と今後の課題

工業の動向

- ・平成 24 年の製造品出荷額等は、愛知県内で 3 位：約 1 兆 8 千万円
- ・平成 19 年の約 2 兆 8 千万と比較すると約 64%(リーマンショック前)

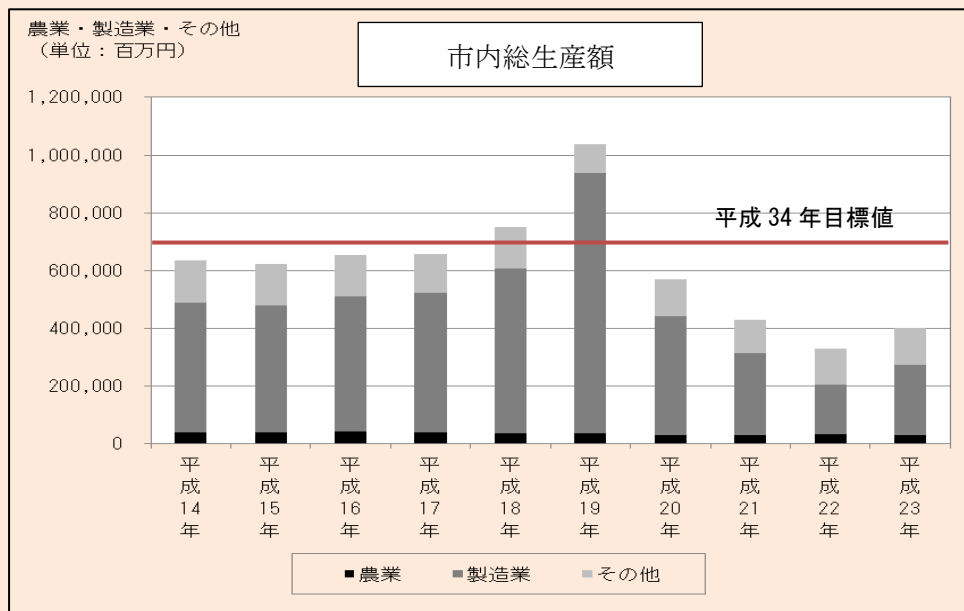
観光産業の動向

- ・平成 22 年の観光施設入込客数は、約 270 万人で平成 2 年（約 480 万）の約 56%
- ・特に伊良湖港湾観光センターは、平成 22 年約 62 万人で平成 2 年（約 320 万人）の約 19%に減少

農業の動向

- ・平成 17 年※ 1 の農業算出額は、全国市町村内で 1 位：約 780 億円
- ※ 1：市町村別農業算出額は、近年公表なし
- ・農業者数は年々減少し、かつ高齢化は 60 歳以上の比率が平成 22 年で約 40%に増加

多様な産業の協同・複合化により、
 社会経済情勢の変化に強い産業構造の構築



積極的な企業誘致、農・漁業、商工業、観光産業などの振興を図ることで
 平成 34 年度市内総生産
 700,000 百万円

資料：第 1 次改定市総合計画 (2013~2022)

(4) 市街化区域の課題

■持続可能な都市として、それぞれの市街化区域の果たす役割の明確化

- ・1～3次生活圏の拠点の役割と都市機能の適正配置
- ・地域特性を踏まえた将来の市街化区域の密度と規模

市街化区域の現状と課題

①市街化区域の市街化の遅れ

- ・市街化区域のグロス人口密度は、40人/ha以下（工業系用途を除き）
- ・各市街地に多くの低・未利用地が存在（工業系低・未利用地含む。）

②1次生活圏拠点として不十分な福江、赤羽根市街地

- ・グロス人口密度が30人/ha以下で、市街化区域の設定要件にも不十分な状態。
- ・市街地開発事業の施行面積は、赤羽根市街地の4haのみで、基盤未整備な市街地

田原中心部市街地（369ha）

- ・人口（グロス密度）：14,477人（39.2人/ha）
- ・低・未利用地面積（率）：57.6ha（15.6%）
- ・土地区画整理事業施行面積：75.93ha
- ・田原中央地区第一種市街地再開発事業：1.6ha（セントファール商業・業務・公益複合施設）
- ・都市再生事業（田原中部、加治）
- ・三河田原駅の周辺整備（駅舎建替・駐車場等）
- ・2次救急医療施設：渥美病院
- ・豊橋鉄道渥美線三河田原駅

臨海部市街地（1,139.6ha）

- ・人口（グロス密度）：3,344人（41.5人/ha）
※工業専用地域・工業地域除く密度
- ・低・未利用地面積（率）：340.6ha（29.9%）
※ほとんどは工業系低・未利用地
- ・土地区画整理事業施行面積：41.58ha
都市再生事業（浦片地区）

豊橋市

田原市

福江市街地

臨海部市街地

田原中心部市街地

豊橋市中心部




赤羽根市街地

福江市街地（133ha）

- ・人口（グロス密度）：3,799人（28.6人/ha）
- ・低・未利用地面積（率）：25.4ha（19.1%）
- ・都市再生事業（福江・清田地区）

赤羽根市街地（73ha）

- ・人口（グロス密度）：1,901人（26.0人/ha）
- ・低・未利用地面積（率）：13.1ha（17.9%）
- ・土地区画整理事業施行面積：4.0ha
- ・都市再生事業（赤羽根地区）

■田原市の生活圏の状況（：一次生活圏、：二次生活圏、：三次生活圏）

(5) 市街化調整区域の課題

■人口減少、少子高齢社会における市街化調整区域の役割と活力維持

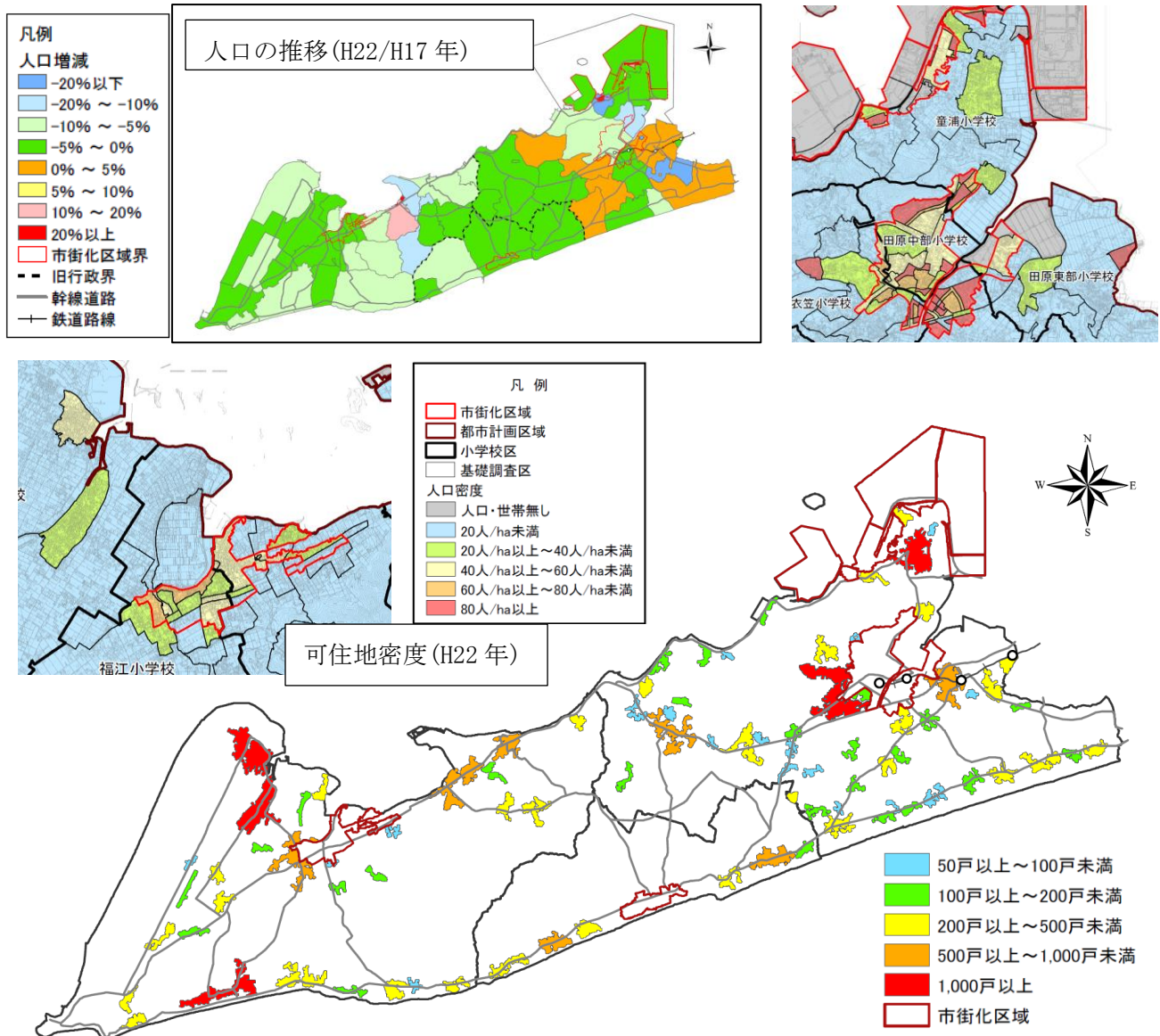
- ・居住地の適正配置とコミュニティの維持
- ・1～3次生活圏拠点との適切なネットワークによる安全性・利便性の確保

市街化調整区域の状況

①市街化調整区域人口が63.3%を占め、第1次産業就業者率約30%の農村地域である。

区分	平成22年国勢調査人口 (人)	比率 (%)
市街化区域計	23,521	36.7
市街化調整区域	40,598	63.3
田原市合計	64,119	100.0

②農村集落は、市街化調整区域全体に広がり可住地密度の高い地区も存在する。



市街化調整区域の集落規模状況図 (H22年)

(6) 防災上の課題

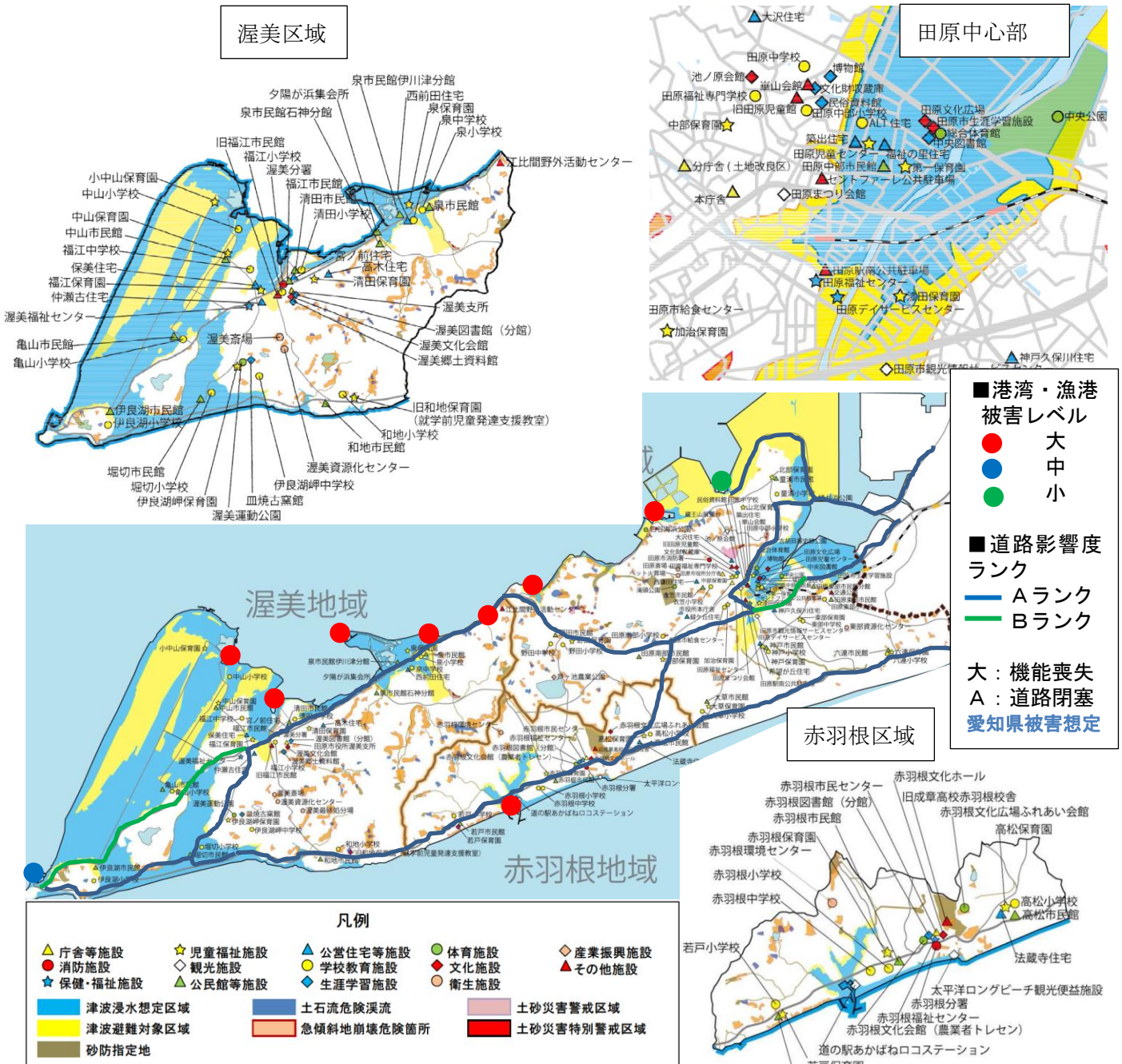
■「地震・津波からの犠牲者ゼロ」(地震・津波防災戦略の目標)

・発生が心配される南海トラフ巨大地震や東海地震、東南海地震、南海地震による地震・津波から市民の生命を守るため、考えられるあらゆる手段や手法、仕組みづくり等の対策を講じる

想定される被害の予測

■愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果(ケースの最大・最長値)

項目	最大震度	最大津波高(m)	津波高30cmの到達時間(分)	浸水面積(浸水深1cm以上)(ha)	死者数(人)			全壊・焼失棟数(棟)		
					建物倒壊等	浸水・津波	計	揺れ	浸水・津波	計
過去地震最大モデル	7	10.2	12	1,937	100	200	300	4,200	100	5,200
理論上最大想定モデル	7	21	6	3,145	500	900	1,500	9,000	40	11,000



※港湾・漁港、道路以外の被害想定は、田原市防災マップによる

(7) 交通体系上の課題

■1～3 次生活圏拠点との適切なネットワークのための交通体系の確立

- ・東西連携軸の強化
- ・3つの市街地の連携強化
- ・高齢社会においてまちづくりの基盤となる、公共交通の利用促進

交通体系の現状と課題

①東西連携軸及び3つの市街地の連携強化にむけた道路整備

- ・市内の緊急搬送において緊急現場から病院までの到達時間は、渥美区域では20～40分が最も多く、東西軸が弱い。また、3つの市街地が離れておりその連携強化も必要

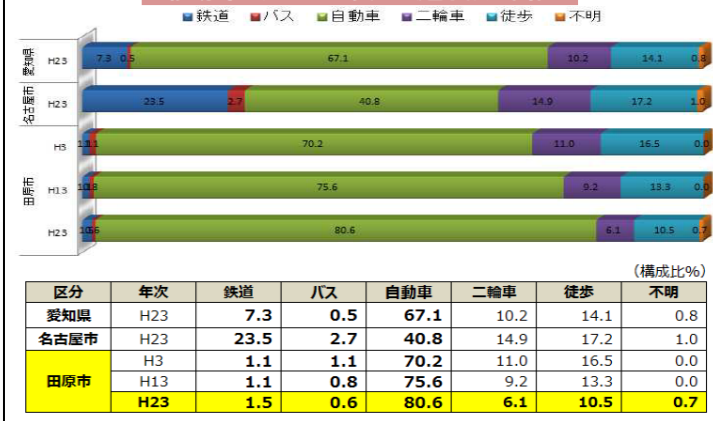
■救急現場から病院到達時間（平成25年度）

区域／分	20未満	20～40未満	40～60未満	60～80未満	80～100未満	100～120未満	120以上	計
田原	849	127	3	1	0	1	0	981
赤羽根	307	48	6	0	0	0	0	361
渥美	153	555	88	0	0	0	0	796
計	1309	730	97	1	0	1	0	2138

(資料：田原市消防本部、単位：件)

②公共交通分担率は2.1%と低く、ほとんどの移動が自動車に依拠している。

移動時における代表的交通手段の割合



資料：中京都市圏パーソントリップ調査

3つの離れた市街地の連携強化により都市の一体性確保



○専門部会の検討テーマ・進め方について

1 専門部会で検討するテーマ及び委員（案）

テーマ1：人口動向等を踏まえた都市機能の立地・誘導と居住系市街地の適正配置

- ・人口動向を踏まえた土地利用計画
- ・市街化区域の適正規模
- ・用途地域等の方向性

委員：浅野（座長）、護、生田、愛知県職員、田原市職員（3名：経営企画課、農政課、建築課）

テーマ2：都市及び地域活力維持の観点からの広域交通体系と産業・交流施設の配置

- ・渥美半島全体における広域幹線道路網の構築
 - ・広域交通体系と相乗効果を上げる産業・交流施設の再配置
- ※産業・交流施設：テーマ1の都市機能に入る施設ではない、地域振興や農業、観光振興の施設、農業公園（サンテパーク）

委員：浅野（座長）、松尾、高取、愛知県職員、田原市職員（3名：環境政策課、土木課、商工観光課）

2 専門部会の進め方（案）

- ・専門部会は、ワークショップ形式で進め、議事進行は、座長が行います。出てきた意見等は事務局（市・コンサル）が書き、整理します。

- ・第1回専門部会（10月中旬～下旬）

Step1：自由に整理すべき論点を出し合う。

事務局より提示するデータ集等をベースに、各テーマを議論するための重要論点を自由に出し合う。

Step2：論点の整理

出された論点を内容の関連性によりグルーピングし、議論すべき論点を整理し、重要なテーマを絞り込む。

- ・第2回専門部会（11月中旬～下旬）

Step1：第1回で整理した議論すべき論点について討議

事務局より提示するデータ集等をベースに、各テーマを議論するための重要論点を自由に出し合う。

Step2：基本的な方向について整合性を確保

田原市の目指すべき都市構造を考える。

Step3：第2回委員会のための報告内容の整理

各テーマ別の方針整理とともに、各テーマに対する基本方針（案）を取りまとめる。